

了 鳥取県公報

平成14年3月29日(金) 号外第63号

每週火•金曜日発行

=	次
	71
_	<i></i>

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則(20)(体育保健課).......1 教委規則 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部を改正する規則(21)(")..............2 教委訓令 教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(2)(総務福利課)........9

教育委員会規則

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善善 江

鳥取県教育委員会規則第20号

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則(昭和55年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正す る。

様式第3号その1の表を次のように改める。

表	個人利用券年月日	(温水・冷水)
衣		¥ 鳥取県営(鳥取・米子)屋内プール

様式第3号その2の表を次のように改める。

	(温水・冷水) 個 人 利 用 券(回数券) 年 月 日()
表	鳥取県営(鳥取・米子)屋内プール

様式第3号その4の表を次のように改める。

						(温	水・冷水	()	
		4	体	利	用	券			
X	分		料	金		人	員	金	額
幼児				ſ	핏		人		円
児童又は中学校の	生徒								
高等学校の生徒									
学生又は一般人									
計									
年	月	日							
			鳥取県営(鳥取・米子)屋内プール						

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の鳥取県営屋内プールの管理に関する規則様式第3号その2 による利用券は、改正後の鳥取県営屋内プールの管理に関する規則様式第3号その2による利用券とみなす。

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第21号

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則(昭和56年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の

欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動 後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。) に対 応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する 場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当 該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

孕 īF 徭

(利用の通知等) (利用の通知等)

第5条 教育委員会は、体育文化会館の利用の許可をし たときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は 研修室等を利用する者に対しては様式第3号により通 知し、体育館を一般利用の方法で利用する者(学生又 は一般人に限る。) に対しては様式第4号により利用 券を、スポーツ教室に参加する者に対しては様式第5 号による参加証を交付するものとする。

(使用料の減免の申請)

第10条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の掲げる事由に より使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に 定める行為をもって同項の申請書の提出に代えること ができる。

(1) 略

- (2) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館 の項減免事由の欄第4号に定める事由 運転免許証、 介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示
- (3) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館 の項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被 保険者証の提示

様式第1号(第4条関係)

鳥取県立倉吉体育文化会館利用申込書

職氏 名 様 玍 日 \Box 郵便番号 住 所 申込者 Æ 名

次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館を利用した いので、申し込みます。

電話番号

孕

第5条 教育委員会は、体育文化会館の利用の許可をし たときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は 研修室等を利用する者に対しては様式第3号により通 知し、体育館を一般利用の方法で利用する者に対して は様式第4号により利用券を、スポーツ教室に参加す る者に対しては様式第5号による参加証を交付するも のとする。

正

前

(使用料の減免の申請)

第10条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の掲げる事由に より使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に 定める行為をもって同項の申請書の提出に代えること ができる。

(1) 略

- (2) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館 の項減免事由の欄第4号に定める事由 口頭による 申出
- (3) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館 の項減免事由の欄第5号に定める事由 運転免許証、 介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示
- (4) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館 の項減免事由の欄第6号に定める事由 介護保険被 保険者証の提示

様式第1号(第4条関係)

鳥取県立倉吉体育文化会館利用申込書

職氏 名 様 玍 日 \Box 郵便番号 住 所 申込者 Æ 名 電話番号

次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館を利用した いので、申し込みます。

略		
利用予定人員		人
入場料等の徴	有(円)・無
収の有無	Ľ	13) ##
略		

様式第2号(第4条関係)

鳥取県立倉吉体育文化会館スポーツ教室参加申込書

職 氏 名 様 年 月 日 郵便番号 住 所 申込者 氏 名

教室に参加したいので、申し込みます。

次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館のスポーツ

電話番号

スポーツ	ソ教					
室の種	類					
		住		所		
参 加	者	氏		名	年齢	歳
		連	絡	先		
摘	要					

略				
利用予定人員		人	利用	1 アマチュア・ スポーツ活動
入場料等の徴	有(円)・	種別	
収の有無	無			2 その他
略				

様式第2号(第4条関係)

鳥取県立倉吉体育文化会館スポーツ教室参加申込書

職 氏 名 様 年 月 日 郵便番号 <u>- - - </u> 住 所 申込者 氏 名 電話番号

次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館のスポーツ 教室に参加したいので、申し込みます。

スポーツ教			
室の種類			
	住	所	
参加者	氏	名	<u>(性別) 男・女</u> 年齢 歳
	連絡	先	
摘 要			

第2条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部を次のように改正する。 様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第5条関係)

				_		利	用	券			
表	利	用	券	控				年	月	В	
	¥						鳥	¥ 取県立倉吉			

1 この券に領収印又は減免印のないものは使えません。2 この券が使えるのは、本日だけです。3 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

備考 心身に障害を有する者及びその介護者、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた 者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記の ひな形のとおりとする。



直径 2 センチメートル

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善江

鳥取県教育委員会規則第22号

鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立武道館の管理に関する規則 (平成12年鳥取県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(利用の申込み等) 第 4 条 略	(利用の申込み等) 第 4 条 略
2 略	2 略
3 教育委員会は、武道館の利用の許可をしたときは、	3 教育委員会は、武道館の利用の許可をしたときは、

武道館を貸切りの方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、貸切り以外の方法で利用する者<u>(学生又は一般人に限る。)</u>に対しては様式第3号による利用券を交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

(1)略

- (2) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事 由の欄第3号に定める事由 運転免許証、介護保険 被保険者証その他年齢を証する書面の提示
- (3) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事 由の欄第4号に定める事由 介護保険被保険者証の 提示

様式第1号(第4条関係)

鳥取県立武道館利用申込書

 職 氏
 名 様

 年 月 日

郵便番号

住 所 申込者 氏 名

電話番号

次のとおり鳥取県立武道館を利用したいので、申し込みます。

略		
利用予定人員		人
入場料等の徴	有(円)・無
収の有無	1月(ロノ・無
略		

(別紙)

略

備考 略

武道館を貸切りの方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、貸切り以外の方法で利用する者に対しては様式第3号による利用券を交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

(1)略

- (2) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第3号に定める事由 口頭による申出
- (3) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事 由の欄第4号に定める事由 運転免許証、介護保険 被保険者証その他年齢を証する書面の提示
- (4) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事 由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の 提示

様式第1号(第4条関係)

鳥取県立武道館利用申込書

職 氏 名 様 年 月 日

郵便番号

申込者 氏 名

電話番号

次のとおり鳥取県立武道館を利用したいので、申し込みます。

略				
利用予定人員		人	利用	1 アマチュア・ スポーツ活動
入場料等の徴	有(円)	種別	
収の有無	無			2 その他
略				

(別紙)

略

備考 略

第2条 鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号(第4条関係)

その1

当 日 利 用 券

利 用 券 表 月 年 日 利 控 用 券 鳥取県立武道館

- 1 この券に領収印又は減免印のないものは使えません。
- 裏 2 この券が使えるのは本日だけです。
 - 3 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

(縦4センチメートル、横9センチメートル)

備考 1 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

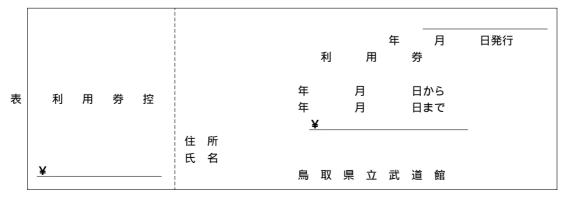
2 心身に障害を有する者及びその介護者、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受 けた者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、 下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

その2

1 箇 月 利 用 券



- 1 この券に領収印又は減免印のないものは使えません。
- 2 この券は、入館するとき係員に見せてください。
- 3 この券は、記名者のほかは使用できません。

裏

- **4** この券は、武道館が貸切り等で利用されているときは、使用できないことがあります。
- 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- 6 この券を無くしたり、破ったり、汚したときは、すぐに届けてくだ さい。

(縦6センチメートル、横11センチメートル)

備考 1 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

2 心身に障害を有する者及びその介護者、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第4号(第5条関係)

裏

月 日発行 武道教室参加証 ¥ 種目 コース 住所 表 武道教室参加証控 氏名 連絡先 年 月 日から 教室期間 日間 年 月 日まで ¥ 鳥取県立武道館

- 1 この参加証に領収印又は減免印のないものは使えません。
- **2** この参加証は、表に書いてある武道教室に参加するときのほかは使用できません。
- 3 この参加証は、入館するとき係員に見せてください。
- 4 この参加証は、記名者のほかは使用できません。
- 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- 6 この参加証を無くしたり、破ったり、汚したときは、すぐに届けてください。

(縦6センチメートル、横11センチメートル)

備考 利用券に使用する出納員のスタンプ印章は、下記のひな形のとおりとする。



附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年**4**月**1**日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の鳥取県立武道館の管理に関する規則第4条第3項又は 第5条第2項の規定により交付されている第2条の規定による改正前の鳥取県立武道館の管理に関する規則様 式第3号その2による1箇月利用券又は同規則様式第4号による参加証は、第1条の規定による改正後の鳥取 県立武道館の管理に関する規則第4条第3項又は第5条第2項の規定により交付された第2条の規定による改 正後の鳥取県立武道館の管理に関する規則様式第3号その2による1箇月利用券又は同規則様式第4号による 参加証とみなす。

鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善善 江

鳥取県教育委員会規則第23号

鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に奨学金又は通学用品等助成金の貸与の決定を受けた者に係る当該決定に係る奨学金又は 通学用品等助成金については、廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則の規定は、なおその効力を有する。この 場合において、同規則第16条第1項中「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年10月鳥取県条 例第35号)」とあるのは、「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(平成14年鳥取 県条例第38号)附則第3項」とする。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善江

教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務部局職員の任免発令規程(昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

別表(第3条関係)
第1 一般職の職員(臨時的任用職員を除く。)の場合 1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。) に任用する場合。ただし、地方 公務員法(昭和25年法律第261 号)第28条の4第1項、第28条 の5第1項又は第2項の規定により 採用する場合を除く。) (1)略 (2)教育長以外の職員の場合 (ア)鳥取県に任命する職級に決定する 任期付研究員の採用等に関する条例(平
員を除く。)の場合 1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。) に任用する場合。ただし、地方 公務員法(昭和25年法律第261 号)第28条の4第1項、第28条 の5第1項又は第28条の6第1 項若しくは第2項の規定により 採用する場合を除く。) (1)略 (2)教育長以外の職員の場合 (ア)鳥取県に任命する職級に決定する 任期付研究員の採用等に関する条例(平
4号)第4条の規定 により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)を 採用する場合を除く。 枠外の場合には「特に円を給する」とする。 所属課所の長への採用の場合を除く。 (イ)を命ずる 任期は…年…月…日までとする ・ (イ) 職名とする 任期は…年…月…日までとする ・ (イ) 職名とする

2~10 略

11 併任(任命権者を異にする他の部局若しくは他の団体に所属する者をそのまま職員として任用する場合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により派遣を受ける場合又は現に有する職員の種類<u>若しくは</u>職を保有させたまま、他の職員の種類及び職を命ずる場合)鳥取県......にあわせて任命する

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

12及び13 略

14 辞職(職員の意思によって退職させる場合)

辞職を承認する

<u>(公益法人等への一般職の地方</u> 公務員の派遣等に関する法律第 10条第1項の規定による) 公益法人等への一般 職の地方公務員の派遣 等に関する法律(平成 12年法律第50号)第10 条第1項の規定による 任命権者の要請に応じ て退職する場合に限る。

る。

15~20 略

21 育児休業承認(地方公務員の 育児休業等に関する法律第2条 第1項の規定により育児休業を 蚕図する場合)

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により…年…月…日まで育児休業を承認する

22~31 略

32 任期更新

再任用の任期を…年…月…日ま で更新する

任期付研究員の任期を…年…月 …日まで更新する

任期付職員の任期を…年…月… 日まで更新する 地方公務員法第28条 の4第2項の規定又 は同法第28条の5第 2項(同法第28条の 6第3項において準 用する場合を含む。) の規定により再任用 の任期を更新する場合に限る。

地方公共団体の一般 職の任期付研究員の 採用等に関する法律 (平成12年法律第51 号)第5条第1項の 規定により任期で 現定により任期を更新する場合に限る。

地方公務員の育児休 業等に関する法律第 6条第3項の規定に より任期付職員の任 期を更新する場合に 限る。

33 任期満了退職

2~10 略

11 併任(任命権者を異にする他の部局に所属する者をそのまま職員として任用する場合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により派遣を受ける場合又は現に有する職員の種類又は職を保有させたまま、他の職員の種類及び職を命ずる場合)

鳥取県......にあわせて任命する

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

12及び13 略

14 辞職(職員の意思によって退職させる場合) 辞職を承認する

15~20 略

21 育児休業承認(地方公務員の 育児休業等に関する法律<u>(平成</u> <u>3年法律第110号)</u>第2条第1 項の規定により育児休業を承認 する場合)

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により…年…月…日まで育児休業を 承認する

22~31 略

32 任期更新

再任用の任期を…年…月…日ま で更新する

任期付研究員の任期を…年…月 …日まで更新する 地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項(同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。

地方公共団体の一般 職の任期付研究員の 採用等に関する法律 (平成12年法律第51 号)第5条第1項の 規定により任期付研 究員の任期を更新する場合に限る。

33 任期満了退職

平成14年3月29日 金曜日

再任用の任期の満了による退職 地方公務員法第28条 再任用の任期の満了による退職 地方公務員法第28条 の4第1項、第28条 の4第1項、第28条 の5第1項又は第28 の5第1項又は第28 条の6第1項若しく 条の6第1項若しく は第2項の規定によ は第2項の規定によ り採用された職員 り採用された職員 (以下「再任用職員」 (以下「再任用職員」 という。) が任期の という。) が任期の 満了により退職する 満了により退職する 場合に限る。 場合に限る。 仟期付研究員の仟期の満了によ 仟期付研究員が仟期 任期付研究員の任期の満了によ 仟期付研究員が仟期 る退職 の満了により退職す の満了により退職す る很職 る場合に限る。 る場合に限る。 任期付職員の任期の満了による 任期付職員が任期の 很職 満了により退職する 場合に限る。 34~37 略 34~37 略 38 派遣(地方自治法第252条の 38 派遣(地方自治法第252条の 17、外国の地方公共団体の機関 17の規定、外国の地方公共団体 等に派遣される職員の処遇等に の機関等に派遣される職員の処 関する条例(昭和63年鳥取県条 遇等に関する条例(昭和63年3 例第3号。以下「海外派遣条例」 月鳥取県条例第3号。以下「海 という。) 第2条第1項若しく 外派遣条例」という。) 第2条 は公益法人等への職員の派遣等 の規定又は派遣社会教育主事に に関する条例(平成14年鳥取県 関する協定により派遣する場合) 条例第3号。以下「公益法人等 派遣条例」という。) 第2条第 1項の規定又は指導主事の派遣 <u>に関する協定</u>により派遣する場 合) 地方自治法第252条の17の規定 地方自治法第252条の17の規定 (外国の地方公共団体の機関等 (外国の地方公共団体の機関等 に派遣される職員の処遇等に関 に派遣される職員の処遇等に関 する条例第2条第1項の規定・ する条例第2条の規定又は派遣 公益法人等への職員の派遣等に 社会教育主事に関する協定)に 関する条例第2条第1項の規定 (ア) により.....へ...年...月...日ま (ア) 派遣先とする ・指導主事の派遣に関する協定) で派遣する (ア) により.....へ...年...月...日ま (ア) 派遣先とする で派遣する 派遣の期間中、給料、扶養手当、 派遣の期間中、給料、扶養手当、 海外派遣条例の規定 海外派遣条例<u>又は公</u> 調整手当、住居手当及び期末手 益法人等派遣条例の 調整手当、住居手当及び期末手 により派遣する場合 (1)規定により派遣する (イ) に限る。 場合に限る。 当のそれぞれ100分の......を支 当のそれぞれ100分の......を支 給する(派遣の期間中、給与は (イ) 支給する割合と 給する(派遣の期間中、給与は (イ) 支給する割合と する 支給しない) する 支給しない) 39 派遣期間更新(派遣の期間を 39 派遣期間更新(派遣の期間を 更新する場合) 更新する場合) 派遣の期間を…年…月…日まで 派遣の期間を…年…月…日まで 更新する 更新する 更新に係る期間中、給料、扶養 更新に係る期間中、給料、扶養 海外派遣条例又は公 海外派遣条例の規定 手当、調整手当、住居手当及び 益法人等派遣条例の 手当、調整手当、住居手当及び により派遣期間を更 期末手当のそれぞれ100分の... 規定により派遣期間 期末手当のそれぞれ100分の... 新する場合に限る。 を更新する場合に限 …を支給する(更新に係る期間 ...を支給する(更新に係る期間 中、給与は支給しない) (ア) 支給する割合と 中、給与は支給しない) (ア) 支給する割合と する する 40~48 略 40~48 略 第2及び第3 略 第2及び第3 略

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。